

環境権——環境の共同利用権 (2)

中山 充

目次

はじめに

- (1) 環境権論の動向
- (2) 環境権を私権として確立する必要
- (3) 環境権の基本的構成
- (4) 本稿の目的

一 憲法論

- (1) 議論の到達点
- (2) 憲法の位置づけ (以上 一〇卷二号)

二 行政法論

- (1) 議論の到達点
- (2) 民事法上の権利との関連

三 民事法論

- (1) 基礎づけと弱点
- (ア) 環境権研究会の環境権 (以上 本号)

四 環境権の再構成 むすび

二 行政法論

(1) 議論の到達点

(ア) (a) 公害・環境行政に関する法理論は、憲法上の基本的人権としての環境権を基礎にして展開される。自然環境の価値が企業活動の利益や社会的有用性よりも原理的に優先され、その結果、私的所有権などは強い制約を受け、地域住民の主体性が尊重され、住民参加が認められるべきであるという理念を、行政法の解釈論と立法論の両面で具体化して、公害防止と環境保全のための行政を強力に推進させようとするのである。

このことは、包括的に行政の性格づけに現われる。公害・環境行政は、人の健康や財産への具体的被害の防止を目的にして、企業活動に最小限の制約を課すというような消極的な警察作用ではなく、住民の生活環境と良好な環境を保全し、さらに形成していくという積極的作用の性格を持つに至ったと考えられる⁽¹⁾。ただ、このような性格づけと警察概念との関連又は区別は、なお明瞭ではないという批判がある⁽²⁾。

(b) 公害防止と環境保全に関する国と地方公共団体の行政権限は、公共信託論によって根拠づけられる。国民ないし地域住民が公害防止と環境保全を国又は地方公共団体に信託していることに基づいて、公害・環境行政が行われるという。

公共信託理論はもともと、ローマ法を淵源としてアメリカの判例と学説によって発展させられてきたものであって、ミシガン州環境保護法の基調にもなった。ある種の財産・資源は公衆の共用財産であって、行政主体はそれを公衆が自由に利用できるように信託されて管理し、維持する義務を負い、その利用を妨げるような財産の処分をしてはなら

ず、また、その利用を妨げる第三者の行為を防止しなければならないという理論である。⁽³⁾

わが国では、広く一般的に地域環境について、地域住民ないし国民が健康で人間らしい快適な生活を確保するためにそれを自由に利用できるように、その管理が行政機関に信託されていると考えられる。

環境権研究会は、私権の性格を持つ住民の環境権を、その考えの基礎に置く。そのような地域社会ないし国全体の利益は、住民ないし国民の私益を超えた公益であるわけではない。もし、その管理が不十分ないし不適切である場合には、本来の権利者である私人が、環境権を直接に主張せざるを得ない。⁽⁴⁾ また、公害の公法的規制や行政指導は、地域住民の環境権に基づく予防請求権又は差止請求権を、公的機関が住民からの信託によって一括して行使するものであり、そのために企業に厳重な規制を加えても、企業の違法行為に対する住民の当然の権利行使に当たるのであって、企業の財産権等を侵害することにならないという。⁽⁵⁾

日本弁護士連合会も、市民ないし国民が自己の環境権の管理を国又は公共団体に信託しているという考えに立つて、環境保全に関する立法を提案した。⁽⁶⁾ その管理は、人間環境宣言の精神に従い、基本的人権としての環境権の確立、国の環境政策樹立とその実施義務、生態系・天然資源の保護と大量消費の規制管理、適正な環境上の基準の定立と維持、環境行政における住民参加制度の確立、及び公的開発における住民参加の確立を、理念とすべきものとされる。⁽⁷⁾

国や自治体が常に住民の意思を問い、尊重する必要があることの根拠を、住民が環境権を実現する方法ないし手続たる「環境自主権」の一定事項の決定と実施を、国又は自治体に信託していることに求める考えもある。その関係上、公害・環境問題の目標の設定や達成方法で、一つの地域のみ環境にかかわる事柄や、通常の政治的代表制のチャンネルからはずれた事柄については、特に住民参加が不可欠である。そして、生活道路の設定や利用方法などの問題は、住民自身が最終的に決定するのがふさわしいという。⁽⁸⁾

以上の考えはいずれも、何らかの具体的な効果をもちうる市民の環境権を、行政機関の権限の前提に置く。それに対して、環境権を理念としてしか認めない立場⁽⁹⁾では、行政機関の権限のもとで市民が環境の自由使用権を持つと考えられる。環境行政法は、環境管理法であつて、有限の環境の有効利用を実現するために、限られた資源の利用を公的に調整する分配法であり、公物法の法理が類推されるべきである。国と公共団体は、市民による環境の快適な自由使用の維持を最も基本的な責務として、地域環境の管理の機能を信託されている。これに対応して、市民は健康でかつ快適な生活に必要な施設や環境を享受する権利を持つ。他方、企業等が行う大規模な環境利用行為は、本来的に自由なものではなく、割り当てられた総量排出枠などは環境の占用的利用特権の意味を持ち、地域住民の選択的決定に基づく地域環境の管理計画に即して付与されるものであり、警察規制以上に厳しい制約に服し、無償ではないという⁽¹⁰⁾。

(c) 公害・環境行政の権限と責任は、第一次的には地方公共団体にあるとされる。その理由は、たんに公害現象が各地の自然的・社会的条件によって大きく左右されるからだけではない。地方公共団体の方が国よりも、信託者である地域住民とその地域にいつそう密接な関係を持つからである⁽¹¹⁾。

それらは、地方公共団体固有の自治事務の性質を持ち、国の法令による基準や規制は一律最小限のものであつて、地方公共団体は、必要と認めるときに条例によって、基準や規制をそれより厳しくすることができる⁽¹²⁾。国は、地方公共団体の規制の相互間に生じうるバラつきを調整するなど、広域的総合的調整を行い、これに財政上の措置を講じ、共通の課題、特に公害解決のための技術の開発等に、その全力を注ぐべきである⁽¹³⁾⁽¹⁴⁾。

環境保全を目的とする諸法を制定する場合は、地域住民の環境権を基礎にし、地方公共団体と国との間での権限・責任のこのような分担をふまえたものになければならない⁽¹⁵⁾。

(i) 公害防止又は環境保全に関する具体的な法制度の解釈論と立法論も、地域住民の環境権を基礎にして展開され

る。

(a) 環境基準は、各地域における開発と環境保全の調整を配慮しつつ、環境権者たる国民ないし住民が自主的に選択決定する計画上の目標数値である。したがって、その設定手続は、環境権者の意向を十分反映した民主的手続たることが強く要請される。現在の方式のように政府が一方的に設定すべきではなく、⁽¹⁶⁾ 広く国民的討議を経て決定するよう制度を改正し、かつ、国民が環境基準の改訂を求めることができる手続を定めるべきである。⁽¹⁷⁾

国が定める在来の環境基準は、健康被害予防の観点から定められたものである。環境基準の基準値は、良好な生活環境の保持に適したものに高めるべきである。⁽¹⁸⁾ 在来の国の環境基準はナショナル・ミニマムの定めであって、地方公団は地域住民の意向により上乗せ目標値を設定し、独自の環境管理政策の目標とすることができる。⁽¹⁹⁾

環境基準を達成するためには、多様かつ強力な規制を総合的に行わなければならない。また、命令の履行確保手段を強化する立法が必要である。⁽²⁰⁾ さらに、法律による規制が行政庁の命令によって緩和されることを許さないために、排出基準についても、設定に国民の意見を反映させる制度と国民の基準改定請求権を立法化することが必要である。⁽²¹⁾

地方公団と企業との間で結ばれる公害防止協定は、市民の環境権を守るという大義名分のもとに、被規制者にその経済的利益について任意の譲歩を求め、又は環境の特別使用という特権の行使について特別の制約を課すことであるから、契約としての法的効果を認めることができる。⁽²²⁾

(b) 行政機関が環境破壊を伴う公共事業を自ら実施し、又は地域環境に重大な影響を及ぼす工場の設置や土地開発等を認めようとする場合は、事前にその環境に及ぼす不利益を十分調査しこれを公表して、地域住民の批判にさらす住民参加の手続が不可欠である。環境権の性質上、環境汚染施設の設置に係る住民全員又は多数の同意を必要とするからである。そのために、環境アセスメント制度を立法化することが必要である。⁽²³⁾

また、公害防止に必要なすべての資料の公開によって、住民の正しい意思が形成され、行政に反映されることを十分に保障し、その形骸化を防ぐために、絶えず環境行政を監視しその改善を提議できる制度を整えることが必要である。公害や環境破壊を監視する住民参加の組織、公害オンブズマン、あるいは審議会や公聴会等の制度を制定又は改革することが、それに当たる⁽²⁴⁾。

(c) 国又は地方公共団体が実施する公害防止事業の費用は、公害発生原因者たる企業が当然に負担すべきである。その費用は、社会資本を企業が無料で使用して利潤を追求する結果である公害を、防止すべき社会的費用であり、国民の共有するその環境を破壊又は減耗させた者が、回復に要する費用を負担すべきであるからである。

公害防止事業費事業者負担法（昭和四五年法律一三三号）は、その原則を貫くべきものであるが、現実の内容は不十分である。公害防止事業の範囲を拡充し、かつ費用負担につき原因者負担主義を貫くよう改正する必要がある⁽²⁵⁾。

この原因者負担主義⁽²⁷⁾、又は公物の特別使用に類似する特権たる排出許容総量に依じて、環境使用料を徴収すべきであるという考え⁽²⁸⁾から、一定限度以上の汚染物の排出に対して公害税ないし課徴金を課す立法も考えられる⁽²⁹⁾。

さらに、環境の回復に支出された費用を加害事業者が国又は地方公共団体に支払うべきことを求めて、住民が事業者に対して訴えを提起できる旨の法規定を、制定するよう提案がなされている⁽³⁰⁾。このような公共賠償訴訟ないし公共費用請求訴訟は、現行法のもとでも、地方自治法二四二条の二（住民訴訟）の活用、又は民法七一九条の拡張解釈によって、実現可能であるとも考えられる⁽³¹⁾。

(ウ) 環境権の承認は、行政訴訟に大きな影響をもたらすと考えられる。

(a) 行政庁が環境保全のための規制権限を発動することを怠る場合、関係住民は行政庁に対して規制権限発動請求権を持ち、この権利に基づいて行政庁に対して、規制権限の発動を求めて義務づけ訴訟を提起できる。

行政庁が国民からその信託を受けた環境権を行使せず、又は善良な管理者としての注意義務に違反して行使する場合に、信託者である国民が受託者である行政庁に対して、これを是正して十分な権利行使をするように要求できるといのが、規制権限発動請求権である⁽³²⁾。あるいは、もともと、警察規制も結局は個人の利益の総和のために行使されるべきものであって、国民はその規制権限発動を請求する権利を持つはずであり、環境権の理念は、この権利の承認にいつそう有利な支柱を支える⁽³³⁾。

義務づけ訴訟については、従来、これを否認する説が支配的であった。法定の要件を具備する場合でも、取締権限の発動は原則として行政庁の裁量的判断で決するものであって、裁判所が行政権力の発動を命ずることは権力分立の原理に反するという行政便宜主義の考えによる。しかし、行政庁のなすべきことが一義的に確定されうる限り、行政の第一次判断権はもともと問題になりえない⁽³⁴⁾、あるいは、著しい公害発生状況を放置するのがとうてい許されないような状況のもとでは、行政庁の裁量権限は「零」に収縮して、取締権限の発動以外の選択はありえないと解すべき場合がある⁽³⁵⁾から、義務づけ訴訟を承認すべきであるというのである⁽³⁶⁾。

そして、このような権利と訴訟が判例によって承認されていない現状では、被害住民の行政庁に対する規制措置請求の制度ないし規制申立権を立法化する必要がある⁽³⁷⁾という。立法化されれば、住民の規制申立てを行政庁が放置する場合に、不作為の違法確認訴訟による救済が与えられるべきことになる⁽³⁸⁾。住民訴訟（地方自治法二四二条の二）の考え方を前提にして、義務づけ訴訟を立法化する提案もある⁽³⁹⁾。

(b) 行政庁の違法な処分によって環境の破壊ないし汚染が生じ、又は生じるおそれがある場合に、住民がその処分の取消などを求める抗告訴訟において、行政事件訴訟法第九条の「法律上の利益」すなわち訴の利益の範囲が広がり、住民の原告適格が認められやすくなる。

従来、住民が環境から受ける利益は反射的利益にすぎず、それを害されても住民は訴の利益を持たないと考えられてきた。環境保全は社会公共の利益を保護することであって、直接に個々の住民を保護することではないという理由による。しかし、環境保全に関する実定法規等の解釈によって住民に私権としての環境権があることを認めれば、訴の利益の意義を狭く解釈して権利もしくは法律上保護された利益を侵害され又は必然的に侵害されるおそれがある者だけに訴の利益を認めるという説によつてすら、環境利益を害された住民は訴の利益を持ちうる⁽⁴⁰⁾。

環境権は、抽象的な性質の権利にすぎないと考える者も、具体的な利益侵害があつてその利益が裁判によつて保護するに値する場合に訴の利益を認めるという構成で、住民に訴の利益を認める。抗告訴訟の本質は行政処分⁽⁴¹⁾の適法性の保障にあり、処分が法の定める要件や手続に従つて成立したか否かがその対象であるため、訴の利益を広く認めても、裁判官が判断の客観的基準を見出すのに苦慮することはないという考慮が、この説の基礎にある。その要件を自然保護や文化財保護についてはさらにもう少し緩めて、その処分の違法性を誰に争わせるのが合理的かという観点を重視すべきであるという考えもある⁽⁴²⁾。

取消訴訟の対象になる行政庁の「処分」の範囲も、広く解釈されるべきであるという。公害行政の目的が公害の未然防止にあるため、できるだけ早い段階で訴訟の成熟性を認め、環境破壊のおそれの強い行政決定を再吟味できるようにすることが必要であるからである⁽⁴³⁾。

行政が計画化、専門技術化し、行政過程が複雑化したことに対応して、裁判所は新しい判断枠組を作り上げるよう努力すべきである。また、民主主義思想の未成熟と強固な官僚的テクノクラットのシステムによつて住民参加を拒み続けている行政の代償的役割を果たさざるを得ない。そのため、裁判所は門戸を広く開放し実体審理に入つて、住民の要求を十分に傾聴すべきである。そして、行政への追隨を招く専門技術裁量論を排し、国民の権利侵害の可能性を

否定しえないような場合には、いったん行政庁の行為を取り消して、より慎重な行政庁の行為を求めるべきである⁽⁴⁴⁾と考えられる。

判例の中には、環境権の考えを実質的に認める内容を含むと評価できるものが現われている⁽⁴⁵⁾。

(c) このような行政処分又は行政訴訟は、多くの場合、利害関係人の民事訴訟を制約しないという。訴訟で審理・判断される事柄は、民事訴訟では私法上の権利又は法律関係の存否であり、抗告訴訟では行政処分の適否であつて、本来、互いに異にする。両訴訟の要件も、それぞれ別個に定められている。ある具体的な事件が民事と行政とのいずれの事件であるかは、その訴訟の原告がどの事項に対する審理・判断を求めているかによつて、決定されることになる。

両種の訴訟が互いに交錯するかのように見えるのは、ある種の行政処分が国民の私法上の権利又は法律関係を発生、変更又は消滅させるためである。その結果、原告がその民事訴訟で訴訟物として主張している権利又は法律関係が存在しないものと判断され、原告の請求が斥けられることは起こりうる。しかし、それにもかかわらず、多くの場合、許認可等もしくは行政庁の規制措置という処分によつて、隣人その他の利害関係人の私権が制限又は剝奪されると判断されるべきではない。利害関係人がその処分の事前手続で告知・聴聞の機会を与えられ、又は少なくとも処分結果を通知される立場にある場合のみ、そのような私権の制限又は剝奪が起こるのが当然であるのに、現行法は、多くの場合、その点について何の配慮もしていないからである⁽⁴⁶⁾。

(d) 住民の環境権を違法に侵害した国又は公共団体は国家賠償責任を負い、環境権に対する損失補償もなされるべきである⁽⁴⁷⁾という。この責任論は、加害企業を特定しにくい複合的な都市型の公害被害の救済にとつて重要であり、適切な立法をすることを怠つたことに伴う責任を論ずる余地もあるとされる⁽⁴⁸⁾。

(2) 民事法上の権利との関連

(ア) 公害・環境行政に関する議論では、人格権、所有権等、全く個人的な利益の保護を目的にする権利と、良い環境そのものの保全を目的とする権利である環境権とが区別されなければならない。公害・環境行政は、そのいずれの権利の保護をも目的とし、共通の理論又は制度で規律すべき場合が多いが、それぞれの権利の性質に応じて規律のあり方が互いに異なる点もあるからである。

(a) 人格権、所有権等の全くの個人的な権利は、公害対策基本法にいう「公害」に対応する。同法二条は、「公害」とは、大気、水及び土ないし地盤という環境要素の悪化によって「人の健康又は生活環境に係る被害が生ずること」(一項)をいい、「生活環境」には、「人の生活に密接な関係のある財産並びに人の生活に密接な関係のある動植物及びその生育環境を含む」(二項)と定める。ここにいう「被害」は、主として人格権、所有権等の全く個人的な権利ないし利益の侵害が生ずることを指し、それ故、公害も主としてその種の権利・利益の侵害を意味すると思われる。

しかし、公害は、大気、水及び土ないし地盤という環境要素その他の生活環境の悪化を通じて発生するものであるから、公害を防止するためには、公害をもたらすような生活環境の悪化を防止することが必要である。この生活環境の悪化は、全くの個人的な権利・利益を侵害するに至っていないから公害には当たらないという場合が多いであろう。そのような生活環境をも保全してこそ、公害を防止できる。したがって、公害対策は、全く個人的な権利・利益の保護ばかりでなく、良い生活環境そのものの保全をも目的とするべきである。

良い生活環境の保全を目的とする権利として環境権を構成すれば、公害対策は環境権の保護をも目的とし、環境権を保護してこそ公害を防止できるということになる。しかし、さらに進んで、環境権の侵害も公害対策基本法二条一項にいう「被害」に当たると考えれば、環境権の侵害に当たるとする生活環境の悪化は、人格権や所有権の侵害に当たらない

い場合でもすでに公害であり、環境権の保護は公害そのものの防止であることになる。

(b) 環境権を主張することによって公害・環境行政を前進させようとする議論は、前述のいずれかの意味で、良い生活環境の保全と公害の防止との両方を対象にしてきた。それと同時に、人格権、所有権等の全くの個人的な権利と良い生活環境の保全を目的とする環境権とをあまり明確に区別せずに論じてきた。

諸規制の履行確保手段、基準改定請求権、規制権限発動請求権、あるいは義務づけ訴訟などの問題は、確かに、人格権や所有権か環境権かを問わず、およそ住民ないし国民の権利・利益の保護を図るための規制手段として論じられるべきものであろう。それだけでなく、環境基準、諸規制の強化、公害防止協定、環境アセスメント制度、公害防止事業費の事業者負担、公害税ないし課徴金、公共賠償訴訟、あるいは訴の利益の範囲などの問題も、両種の権利に係るものと考えられてきた。そして、関係すると思われること自体は正しいであろう。

しかし、両種の権利が環境基準の問題など後者の諸問題において持つ意味は、互いに異なる場合がある。両者の性質に互いに異なる点があるからである。その両者の性質を次に確認しておこう。

(i) (a) 人格権や所有権は、権利者が対象から他人を排除して、全く個人的にそれを支配できる権利である。人格権は権利者自身を対象として他者の支配を許さず、所有権等の物権は、対象たる物に対する同一内容の他人の支配を許さないという排他性を持つ。

それに対し、良い生活環境の保全を目的とする環境権は、商品交換の対象になりえない、もしくは本来商品交換の対象にすべきではない生活環境を対象にする。このような生活環境を個人が他の人々による同様の利用と並存して利用できるという権利である。その利用ないし支配に共同性があるという意味で、権利そのものが公共的な性質を帯びるものである。

(b) このような性質は、公有水面、自然海浜、岩礁などの自然公物について住民ないし国民が持つ利益にも共通する。自然公物に対するこの利益は、国民主権の現代国家においては、行政による保護の反射的效果ではなく、住民ないし国民の権利として構成されるべきものである。この権利は自然公物を個人が他の人々と共同で利用できる権利であるから、人格権や所有権とは異質の権利であり、良い生活環境の利用・保全を目的にする権利と同じく、環境権の一種である。

貴重な自然環境などが自然公物ではなく私的所有地である場合、それを保護し、又は住民ないし国民の利用に供するため、その私的所有地又はその一部、あるいは、それを含む一定範囲の地域が指定され、そこでの所有者等の行為が制限される。所有権のこの制限の目的ないし根拠は、その対象たる貴重な自然環境等に対して住民ないし国民が、その価値にふさわしい利用を共同で行なう利益を持つことにある。この利益も権利として構成されるべきであり、環境権の一種である。他人の環境権によって所有権が制限されるのである。この所有権制限と環境権は、指定行為からではなく、対象たる貴重な自然環境等の価値そのものから生まれる。

(c) このように考えると、個人が給付を受ける国家賠償責任や損失補償の問題は、人格権や所有権だけに係るものと考えるべきである。環境権は、個人が他人を排除して独占的に対象を支配できる権利ではないから、それへの侵害によって生ずる損害の填補についても、他人を排除して独占的に支配できるような利益を認めるべきではない。

(ウ) 人格権や所有権と環境権との性質の相異に依じて、同一の行政法上の問題において両種の権利が持つ意味が互いに異なる場合がある。公害防止協定や環境アセスメント制度の問題を中心にして、その相異を示そう。⁽⁴⁹⁾

(a) 公害防止協定や環境アセスメント制度は、実施予定の事業から関係住民の人格権や所有権を保護するための条項又は内容を含んでおり、これらの権利への侵害を防止する機能を持つ。

ところで、人格権や所有権の内容又はそれへの制限は、法令によって一般的に定まっておき、それらの権利を特別に制限することは、法令に基づいて権利者各人を相手にした適正な行政手続きによるか、又は権利者各人との個別の契約によらなければならない。したがって、公害防止協定や環境アセスメント制度のように、住民が集団的ないし一括的に関係するにすぎない手続によって、それらの権利の内容が変更を受けることはない。これらの制度は、単にすでに定まっている権利の内容を確認することによって、その安全を予め確実にするものにすぎない。

(b) それに対し、環境権については、公害防止協定の締結や環境アセスメント制度の実施は、前記の意味だけでなく、権利の具体的な内容たる地域環境の状態を、住民集団の意思によって決定するという重大な意味を持つ可能性がある。すでに慣行又は住民集団の以前の決定によって定まっていた環境権の具体的内容を、実施予定の事業に適合させるために、これによって変更するのである。

行政処分、地域指定又は計画の策定などが、地域環境又は自然環境そのものについて行われ、又はそれらの環境に影響を及ぼす事業等について行われる場合も、同様に、環境権の具体的内容を住民の意思によって変更するという意味を持つ可能性がある。

しかし、環境権の内容にこのような変更が現実には生じることを認めるためには、権利者たる住民の大多数の意思によつたと判断できるだけの内実が備わっていなければならない。そのためには、権利者たる住民がその行政手続等によつて自己の環境権の内容に変更が生じることなどについて、正確かつ理解容易な情報を提供され、かつ、その変更による不利益と実施予定の事業によって受ける利益などを十分に考慮した上で、適正な方法でその変更の許否決定に参加できるのでなければならない。権利者たる住民に意見提出の機会が十分に与えられ、かつ提出された意見が尊重される保障があることが、必要不可欠である。事柄によっては住民投票や、権利者、行政担当者その他利害関係人が

公開の場で十分に質疑応答をし、第三者が審理を尽くした上で決定を下すというような、対審構造を持つ裁判に類似の行政手続を経なければならぬであろう。

そのような内実の伴わない現行の諸制度の下では、環境権の内容の変更という効果は、ほとんど認められるべきではない。

(c) 環境権はこのように、その具体的な内容を変更する手続の側面で、行政制度の中に組み込まれる可能性を持つ。人格権や所有権という全く個人的な権利は民事法上の権利の典型であって、行政制度はそれらの権利に対して、制限又は保護を目的にしていれば外部から関係するにすぎない。それに対して、環境権には、内容の変更といういわゆる権利の内面ですでに行政制度が関係しうるのであって、そのために行政法上の権利の性質を持つ可能性がある。

現実に、環境権が行政手続によって侵害され、又は、行政手続の実施が法令に違反したり不適切なものであった場合には、その行政行為を無効又は取消しうべきものとして、権利者たる住民ないし国民が行政訴訟を起こせる。その行政訴訟では、権利が外部から侵害されるか否かという点だけでなく、権利内容の変更が適切であるかという点も判断されなければならない。

(エ)(a) 環境権は、このように人格権や所有権とは異なり、行政法上の権利の性質を持ちうる。しかし、それにもかかわらず、根本的には、環境権もまた民事法上の権利である。

なぜなら、環境権の最も基本的な内容は、権利者たる個人が良い環境を直接に利用できることであると構成されるべきであるからである。環境を支配できる権利を行政庁が第一次的に持つのではなく、住民こそがそれを持つ。環境権は、行政庁に対して住民が環境の利用を認めもらう又はそれを求めるといような権利ではない。

環境権の具体的な内容は、その客体たる環境について権利を持つ多数の人々の意思によって定まる。慣行として古

くから行われてきた環境利用は、原則として多数の権利者の意思に基づくものとみなされるべきである。その具体的内容を変更する場合は、関係権利者の全員がそのための手続を実施して、変更を決定しなければならない。環境権の対象たる環境の管理も、権利者たる住民各自が行うことができる。

このように環境権は、もともとは行政庁の意思とか行為から独立した存在である。

(b) この民事法上の性質を持つ環境権が行政法上の権利の性質を持つに至るのは、民事法上の性質を持つ前述の手続と管理を実施する権限を、権利者が行政庁に与えることによる。

環境権の権利者の数は、一つの環境についてさえ極めて多数であるのが普通である。したがって、そのような権利者全員が環境権の内容の変更について総会を開き、決議をすることは實際上極めて困難である。それに代えて、公共団体が関係権利者全員の参加できる適切な行政手続を行う方が適当であろう。また、環境の管理は、公共団体のような明確な組織体の方が、系統的に、また迅速かつ適切に行いやすいであろう。

このような実際の便宜のために、行政庁が環境権の内容変更手続や環境管理を実施する権限を持つ。そのためには、原則として法令によってその権限を賦与されることが必要であろう。

(c) 環境権は権利者が私的にその対象を利用できる権能を持つから、それが妨害される場合には、人格権や所有権の妨害の場合と同じく、権利者が妨害者に対してその妨害の排除又は予防を請求できる。権利のこの保護は、もちろん民事訴訟によってなされるべきものである。しかし、その保護が公共性を帯びる場合には、裁判所を経ずに行政がそれを行うことができる。公害防止又は環境保全のために行政庁が行う規制は、そのような妨害排除又は予防請求権に対応するものである。

環境権は、権利そのものが公共性を帯び、その対象たる環境を通じて権利者たる多数の人々の共通の利益にかかわ

るという意味でも、公共性を持つ。行政庁は、この公共性を根拠にして、環境権の妨害の排除又は予防のために、その原因行為を規制する権限を持ちうる。また、環境権の対象たる環境を管理する権限を賦与されている場合は、それも規制権限の根拠になる。

公共信託論は、行政庁が環境権の内容変更手続や環境管理を実施し、環境権を妨害する行為を規制するこのような権限を、住民ないし国民の環境権の存在と行政庁へのその信託に根拠づけるものであり、そのように構成することによって、住民ないし国民が行政庁の行為を民主的に統制できるようになることを目指すものである。

わが国の公共信託論は、さらに、対象を環境権の問題に限定しないで、行政庁が人格権や所有権を妨害する行為を規制する権限を根拠づけ、統制することにも及んでいる。行政庁がそのような権限を持ちうるのは、人格権や所有権が全く個人的な性質のものであるにもかかわらず、人の生存という最も基本的な価値に関わり、又は多数の人々の共通の利益に関わる場合は、その保護が公共性を帯びるからである。その場合に権利の妨害を排除又は予防するために、その原因行為を行政庁が規制するように権利の行使を住民ないし国民が行政庁に信託している、と構成することは可能であろう。

問題は、おそらく、公害・環境行政だけにとどまらず、一般的に行政庁そのものの存在根拠に関わるであろう。

- (1) 磯野弥生「行政法学説史にみる公害行政・5完」法律時報四四卷九号（一九七二年）一二四頁、小林健男・前掲八二頁、原田尚彦「環境行政法の位置づけ——いわゆる『環境権論』に関連して——」田中先生古稀記念論文集『公法の理論（中）』（一九七六年）六八四～六八五、六八八頁。同『環境権と裁判』七三～七四、七七頁（以下では『環境権と裁判』のみによって引用する。）、同『環境法』八五～九〇、九七～九九頁、荒秀「環境行政と訴訟上の諸問題」Law School No. 20（一九八〇年）一六～一七頁。

- (2) 河合・前掲法学紀要一八卷別巻六〇～六一頁、同・前掲ジュリスト六二九号一〇五～一〇六頁。

- (3) サックス・前掲一八四〜一九四頁、座談会「公共信託論と環境権論との交錯——国際環境保全科学者会議における討議を踏まえて——」環境法研究八号(一九七七年)二〇〜二四頁(高柳信一発言)、木宮高彦「環境権論批判」『不動産取引・環境権の再検討』一三七〜一三八頁、日本土地法学会シンポジウム・前掲『不動産取引・環境権の再検討』一六二〜一六三頁(畠山武道発言)。公共信託論と環境権論との関係については、座談会・前掲環境法研究八号二六頁以下等。
- (4) 『環境権』一二二、一六二頁。
- (5) 『環境権』五四〜五五、九〇〜九二頁、熊本信夫「環境権の法理について」(北海学園大学開発研究所)開発論集一二号(一九七一年)一二頁、小林健男・前掲七八頁。
- (6) 提案は、次の三つの試案要綱から成る。「環境保全基本法試案要綱」は、環境保全関係法の基本法として、国の環境政策、国・地方公共団体の環境保全に関する基本的施策(環境上の基準等の設定、環境保全計画、その他の対策、紛争の処理及び被害者の救済)、費用負担、財政措置、会議機関、訴訟等について規定する。「環境保全計画法試案要綱」は、環境保全計画とその他の環境保全に関する基本的施策を実施するために、環境保全計画の種類、内容、決定・変更の手續、環境資源の消費・開発行為等の制限、環境保全計画事業等について規定する。「地域開発の策定に関し住民等の参加を確保する法律試案要綱」は、国、公共団体等の行う開発、誘導、整備に関する施策の策定と実施において、住民参加を確保するために、公聴会の開催、案の公告縦覧、議会の意見、不服の申立、施策の差止め等について規定する(日弁連・前掲ジュリスト五二九号九九〜一〇〇頁)。その趣旨については、山村恒年「環境保全三法案の提言——環境保全基本法 環境保全計画法」(日本弁護士連合会公害シンポジウム「国土開発と環境保全」報告)法律時報四五卷一二号(一九七三年)一二六頁以下、中島晃「環境保全三法案の提言——地域開発の策定に関し住民等の参加を確保する法律案の提言」(日弁連公害シンポジウム・前掲報告)法律時報四五卷一二号一三三頁以下。
- (7) 山村・前掲一二七頁。
- (8) 淡路剛久「横浜市における自動車公害に関する基礎研究——四つの課題・一五の提言」(一九七九年)『同『環境権の法理と裁判』四四〜四七頁。
- (9) 原田『環境権と裁判』二二〜二六、六〇〜六一、六四、六五、九〇頁、同「公害行政と環境権」ジュリスト四九二号(一九七一年)二三五〜二三六、二三八〜二三九頁。栗本雅和「行政手続と環境権」六甲台論集二〇巻一号(一九七三年)一〇頁は、環境権の概念を主張するより、従来の行政手続論を再認識する方が有意義であるという。

るように命令内容を客観的に明確化すること(『環境権』二九五～二九六頁)、排出基準等の強化、上乘せ条例の制定、公害防止協定の締結促進、公害防止計画などを中心にした環境保全行政の計画化(原田・前掲ジュリスト四九二号二三六頁)が、その例である。

- (21) 『環境権』二九七～二九八、三〇五頁、熊本・前掲一二頁、日弁連「環境保全基本法試案要綱」第一一～一三・前掲ジュリスト五二九号一〇二、一〇四頁。
- (22) 原田『環境権と裁判』八〇～八一頁。
- (23) 木村保男∥川村俊雄「公害訴訟における環境権論の展開」木村保男編『現代実務法の課題』(一九七四年)二一九頁、原田『環境権と裁判』八一～八四頁、仁藤・前掲公害と対策一四卷二号四七、四八頁、日弁連「地域開発の策定に関し住民等の参加を確保する法律試案要綱」・前掲ジュリスト五二九号一〇九～一一〇頁。参加住民の地位については、住民は行政機関への情報提供者かつ地域政策の形成補助者であって、情報の提出と意見陳述の権利を有するにすぎない、という見解が対立する(原田・前掲八三～八四頁参照)。
- (24) 原田『環境権と裁判』八四頁、『環境権』三二〇頁、牛山積∥河合研一∥清水誠∥平野克明『公害と人権』(一九七四年)二六八～二七一頁(牛山執筆)。
- (25) 『環境権』五七、九二頁、柳田・前掲七二頁。
- (26) 野村好弘∥淡路剛久「民事訴訟と環境権」ジュリスト四九二号(一九七二年)二四六頁、日弁連「環境保全基本法試案要綱」第二五・前掲ジュリスト五二九号一〇三頁。
- (27) 『環境権』九二頁。
- (28) 原田『環境権と裁判』七六頁。
- (29) 注27の文献のほか、野村∥淡路・前掲。
- (30) 公害法研究会は、「事業活動に伴う公害によって汚染、損傷又は破壊された生活環境を回復するために、国又は地方公共団体がその機能を回復するのに必要な費用を支出したときは、関係住民は、当該回復事業がなされた場所を管轄する地方裁判所に、事業者に対し、その費用のうち当該事業者が負担することを相当とする額を国又は地方公共団体に支払うことを求める訴えを提起することができる」と規定する(公害法研究会「公害事業者責任法の提案」ジュリスト四九四号(一九七一年)九九、一一二頁)。日

本弁護士連合会は、「汚染・損傷、または破壊された良好な環境を回復し、もしくはこれを予防するため国または地方公共団体が必要な費用を支出したときは、関係住民は事業者に対し当該事業がなされた土地を管轄する地方裁判所にその費用のうち当該事業者が負担するのを相当とする額を、国または地方公共団体に支払うことを求める訴を提起することができる」と規定する（日弁連「環境保全基本法試案要綱」第三九・前掲ジュリスト五二九号一〇四〜一〇五頁）。

(31) 野村『淡路・前掲二四六〜二四七頁。』

(32) 『環境権』九一、二八五頁、仁藤一「基本的人権としての環境権」エコノミスト五一卷三七号（一九七三年）六四〜六五頁。

(33) 原田『環境権と裁判』一七〜一八、二二頁、同・前掲ジュリスト四九二号二三八頁。

(34) 『環境権』九七、三〇五〜三〇六頁。

(35) 原田『環境権と裁判』一八、八六〜八七頁。

(36) 注345の文献のほか、牛山ほか『公害と人権』二七四頁（牛山執筆）、森田・前掲第一経大論集一一卷二号二二、二四〜二五頁。

(37) 原田『環境権と裁判』一九頁、同・前掲ジュリスト四九二号二三八頁、『環境権』九一、二九八、三〇五頁、仁藤・前掲公害と対策一四卷二号四八〜四九頁、荒・前掲二五頁。

日弁連「環境保全基本法試案要綱」第三六は、「何人も良好な環境を汚染、損傷、破壊する行為が行なわれ、あるいは行なわれようとしているときは、当該破壊活動等につき規制権限を有する行政庁に対し、その規制権限の発動を請求することができる。

2 前項の請求を受けた行政庁は、その請求が相当と認めるときはすみやかに当該請求にかかる規制措置をとらねばならない。」（3、4項省略）と規定する（日弁連・前掲ジュリスト五二九号一〇四頁）。

(38) 原田『環境権と裁判』二〇頁、荒・前掲二六頁。

(39) 「①事業活動に伴う公害によって生活環境が汚染、損傷又は破壊されることに利害関係を有する者は、当該事業活動が行なわれ、又は行なわれようとしている場所を管轄する地方裁判所に、当該事業活動につき規制権限を有する行政機関に対し、当該規制権限の発動を求める訴えを提起することができる。

② 前項に掲げる者は、前項の行政機関に代位して、当該事業を行う事業者に対し、事業活動の差止めを求める訴えを提起することができる」（公害研究会・前掲九七、一一二頁）。野村『淡路・前掲二四六頁、淡路・前掲市民五号三六頁、加藤・前掲『民法における論理と利益衡量』一三〇頁。

日弁連の「環境保全基本法試案要綱」第三七は、規制措置請求に関する第三六（前掲注37）を受けて、「前条の場合、何人も当該破壊活動等が行なわれ、あるいは行なわれようとしている土地を管轄する地方裁判所に対し、当該破壊活動等につき規制権限を有する行政庁を被告として、当該規制権限の発動を求める訴を提起することができる。当該破壊活動等につきすでに一定の規制措置が講じられている場合において、当該規制措置が十分でないときも同様とする。

2 前項の訴は前条の請求を経ることなく直ちにこれを提起することができる。かつ環境の保全について権利もしくは利益を有するものが他の訴を提起することをさまたげるものではない。

3 第一項の場合において良好な環境の維持に著しい困難が生ずるおそれがあるときは裁判所は申立により、訴えの提起前においても、決定をもって当該破壊活動等の規制に関する仮の命令を発することができる。」（4～6項省略）と規定し、第三八は、「住民は、第一一の規定による基準改定措置請求をした場合において、中央環境保全審議会の判定もしくは勧告に不服があるとき、または中央環境保全審議会が措置請求のあった日から三カ月以内に判定もしくは勧告を行わないときは、裁判所に対し、当該基準指定の改定を請求することができる。

2 政府、地方公共団体は、前項による基準、指定の改定義務づけ判決があつたときは、当該基準の改定を行わなければならない。」と規定する。さらに、「環境保全計画法試案要綱」第三一は、環境資源の消費行為、開発行為の許可について、「前条の規定による中央環境保全審議会または地方環境保全審議会の不服申立を却下または棄却する裁決に対しては、当該裁決のあつたことを知った日の翌日から三カ月以内に許可の差止めまたは不許可義務づけ訴訟を提起することができる。不服申立の日から三カ月経過してなお裁決がなされないときも同様とする。

2 前項の訴訟の提起は、民事上の訴訟をさまたげない。」と規定する（日弁連・前掲ジュリスト五二九号一〇四、一〇七～一〇八頁）。

(40) 高柳・前掲法律時報四三巻八号六二頁、『環境権』九二～九七頁、仁藤・前掲エコノミスト五一巻三七号六五～六六頁、熊本・前掲一二頁、今村成和「成田新幹線訴訟と訴の利益」判例時報六九七号（一九七三年）一二五～一二六頁、牛山ほか『公害と人権』二七二頁（牛山執筆）、小林健男・前掲八三～八四頁。

(41) 原田『環境権と裁判』一四～一六、二二、八七～八八頁、同・前掲ジュリスト四九二号二三七頁、渡辺吉隆「行政訴訟の現代的課題——抗告訴訟における訴えの利益を中心として——」法曹時報二三巻七号（一九七一年）一一頁以下、柳田・前掲四三～四四頁、

- 荒・前掲二二頁。
- (42) 淡路剛久「環境訴訟の現状と課題」ジュリスト増刊総合特集一五号『公害総点検と環境問題の行方』（一九七九年）四六頁。同『環境権の法理と裁判』五八頁（以下では『環境権の法理と裁判』のみによって引用する）。
- (43) 『環境権』九七頁、原田『環境権と裁判』一六〇一七頁、同・前掲ジュリスト四九二号二三七頁、同「公害防止と行政訴訟——成田新幹線訴訟に関連して」ジュリスト五二六号（一九七三年）四六頁、荒・前掲二〇〇二二頁、森田・前掲第一経大論集一一卷二号一六頁。
- (44) 淡路『環境権の法理と裁判』五一〇五七頁。
- (45) 環境権の考えを實質的に認めたものと評価される請求認容判決等は、大分地判・決昭和四六・七・二〇判時六三八号三六頁（白杵事件第一審）、東京高判昭和四八・七・一三行裁例集二四卷六・七号五三三頁・判時七一〇号二三頁（日光太郎杉事件控訴審）、福岡高判・決昭和四八・一〇・一九判時七一八号九頁（白杵事件控訴審）、宇都宮地判昭和五〇・一〇・一四判時七九六号三二頁（栃木用途地域変更事件第一審）である。却下・棄却判決等でも、東京地決昭和四五・一〇・一四、札幌地判昭和五一・七・二九、広島地判昭和五二・三・一〇、松山地判昭和五三・四・二五判時八九一号三八頁（伊方原発事件第一審）は、原告適格に関する判断で環境権的な考えを認めたと評価されている。大分地判昭和五四・三・五判時九二五号三頁（大分新産業都市八号地事件第一審）は、処分性について環境権の考えに近づきうる新しい判断を含むと評価されている。松本・前掲中京法学一〇卷一・二号合併号二一三〜二一四頁、阿部・前掲 Law School No. 20 一一〜一三頁、牛山『公害法の課題と理論』一〇五〜一〇八頁、綿貫芳源「環境権及び人格権に関する判例とその解釈（一）」判例時報一〇二二号（一九八一年）五〜七頁、潮海一雄「判例における環境権」『不動産取引法・環境権の再検討』一一四〜一二六頁、佐藤幸治・前掲『演習憲法』二〇二〜二〇三頁、樋口ら『注釈日本国憲法上巻』五九二頁（中村執筆）、竹中・前掲判例時報一一七〇号一七五〜一七六頁等参照。
- (46) 『環境権』一七四〜一七六頁。
- (47) 『環境権』九八頁。
- (48) 川村・前掲『不動産取引法・環境権の再検討』九八頁。
- (49) 拙稿・前掲香川法学九卷二号三三三頁以下も参照。

三 民事法論

(1) 基礎づけと弱点

(ア) 環境権研究会の環境権

(a) 環境権研究会は、環境権を「良き環境を享受し、かつこれを支配しうる権利」と定義し、これを私権として確立することに重点を置いて論じる。したがって、環境権論の基礎として、環境権研究会が主張する環境権の私権の側面を把握することは、とりわけ重要である。

ところで、公害の加害者、すなわち環境の汚染ないし破壊を通じて人の生命、身体、健康又は所有権その他の物権を害する者に対して、被害者は人格権又は物権の侵害を理由にして、その侵害の予防又は排除を請求できる。このような公害の差止請求権は、それを具体的に明示する制定法の条文が存在しないにもかかわらず、今日の実定法において確立した法規範として認められている。物権侵害を理由とする説は物権的請求権説、人格権侵害を理由とする説は人格権説と呼ばれる。

環境権研究会は、環境権の侵害を理由とする差止請求権が、現在の実定法の解釈によって認められるべきことを主張する。この説は、従来の物権的請求権説と人格権説に含まれていなかった次の内容を、環境権という概念から導き出す点に、大きな特色がある。

第一に、環境破壊の段階において、民事訴訟による差止を認める。

第二に、請求権を広く地域住民に認め、また被害の広がりや違法性の評価の中に取り込む。

第三に、環境破壊それ自体が権利侵害であり、違法であるとし、加害者側の事情等による利益衡量をできる限り排除する⁽¹⁾。

そのような特色を持つ環境権の私権の側面を、以下にまとめて紹介する⁽²⁾。

(b) (i) 環境権は、「環境共有の法理」を出発点にして法律構成される。

大気・水・日照・通風・自然の景観などの自然的環境は、従来の考え方では権利の対象にならず、自由に使用しうる「自由財」であり、不動産所有権に基づく不動産の利用に伴う思恵として与えられるものであった。しかし、今日では、稀少価値を持つ「価値物」に変化し、権利の対象になるに至った。

これらはいずれも、人の生活に不可欠なものであり、また、それ自体、ある特定の土地の上に個別に独立して存在するものではなく、一定の地域において互いに流動・作用し合っているものであるから、不動産所有権などとは無関係に、すべての人間に平等に分配されるべきである。

かくして、環境は万人の共有に属する⁽³⁾。

(ii) 環境共有の法理を前提にして、環境の独占的利用を違法とするのが、環境権の法理の基本的な立場である。

環境を他の共有者の同意を得ないで、独占的に支配・利用して汚染・減耗させること、すなわち他人の共同利用を阻害するような環境の排他独占的な利用は、それ自体、他の共有者の権利の侵害であり、違法である。良き環境すなわち健康で快適な生活を維持するために必要な環境素材の機能を阻害する一切の行為は、環境の破壊であり、このような環境の破壊又はそのおそれがあれば、住民の環境権の侵害又はそのおそれが生じたことになり、違法なのである。それが住民の生命・身体・財産に具体的被害を及ぼすか否か、及び侵害者に故意又は過失があったか否かは、問われな

い。したがって、住民は、環境破壊又はそのおそれがあるだけで直ちに、侵害の排除又は予防としてそれを差止める

べきことを請求できる⁽⁴⁾。

(iii) 差止請求権が生じうるのは、環境権が支配権として排他性を持つからである⁽⁵⁾。環境権は、人格権と財産権の両側面を持ち、しかもこれらとは独立した権利である。人間の快適な生活に根ざした権利である点で人格権的な側面を持つが、環境素材が価値物となっている今日、その財産権的な色彩も否定することができないのである⁽⁶⁾。

環境権は、物権又は人格権を根拠にする差止請求権によっては救済の対象とされなかつた環境破壊に対して、司法的救済の道を拓く。差止を求める者が物権者に限られないだけでなく、物権を根拠にする場合に比べて、問題にする環境の範囲が飛躍的に拡大されている⁽⁷⁾。

他方、環境破壊が、すすんで生命・身体に対する被害を生ぜしめたときには、これに対して人格権を主張することも当然許されるし、環境破壊が土地所有権その他の財産権を侵害する場合には、物権的請求権の行使によってより直截に一定の救済が得られることがあることを否定するものではない⁽⁸⁾。

(c) 環境権の侵害と差止請求権は、より具体的に次のように説明されている。

(i) 環境権の内容をなす「良き環境」の具体的内容は、その時代の科学的知識と社会通念によって決せられ、地域性は、次の意味で、それを規定する要素の一つである。

地域によって、住民の生活の様相が異なり、環境素材の利用の仕方が異なるのに応じて、求める環境の内容も異なりうる。ただ、(1)その地域における環境の形成が、環境素材の権利者である住民の合意によってなされ、かつ、(2)人間が最低限度の健康で快適な生活を営むのに必要な条件が確保されている、という条件を満たすものでなければならぬ⁽⁹⁾。

第一の条件は、環境素材の通常の利用・支配を多数の者の意思によって決することを、共有物の利用の場合に準じ

て認め、第二の条件は、シヴィル・ミニマムをも脅かす環境の利用を共有物の変更、に準じるものと扱うことになる。⁽¹⁰⁾

(ii) この良き環境が破壊された段階ですでに、住民は個人的に被害を受ける。人は、長い間汚染された環境の下で生活することによって、徐々に肉体的又は精神的に健康を蝕まれて行き、やがて発病という経過をたどるからである。⁽¹¹⁾

原告は、因果関係について、環境改変行為の危険性、被害発生に対する懸念を表明・指摘すれば足り、被告は危険性・被害発生のおそれがないことを証明しないかぎり、差止を免れない。非特異性疾患においては、地域住民の集団的特性が明らかになれば、被害発生の可能性は充分証明されていることになる。⁽¹²⁾

予防請求は、特に集積性のある土壌や伝播性のある大気の汚染について機能することが多く、その範囲は伝播性や自然回復力の程度によって決せられる。⁽¹³⁾

(iii) 住民は単独で又は共同して、差止を請求できるが、その際、単に自己の環境素材の利用が妨げられるにとどまらず、その環境破壊が、同時にその環境素材を共有する多数の住民の生活をも脅かすものであることを主張することができる。そこで破壊されているのは、環境全体の価値だからである。⁽¹⁴⁾ この点に、加害行為の公共性の不当に高い評価を打ち破れる環境権のメリットがある。⁽¹⁵⁾

他方、権利者が誰であるかがあらかじめ明らかでなくてもよく、被害者が、自己の権利の範囲・内容や被害の程度とを、各人ごとに明らかにする必要もない。⁽¹⁶⁾ さらに、各人が独立した固有の環境権を持っているから、他の共有者の数や氏名、持分割合などは問題にならない。⁽¹⁷⁾

(iv) 差止の可否の判断にあたっては、加害者側の事情、特に加害行為の原因となる事業活動の社会的有用性、損害回避の可能性などは、原則として考慮すべきではない。また、違法性の要件は、原則として損害賠償の場合に比べて特に加重すべきではない。差止請求と損害賠償請求とは、当事者が将来予想される継続的侵害の排除を求めるか、

それとも事後的に救済を求めるかという相違があるにすぎないからである⁽¹⁸⁾。

但し、環境権にも、物権などの一般的権利と同様に、権利の内在的制約があるから、具体的な権利行使としての住民の差止請求が権利の濫用と判断され、抑制されることはありうる。環境権の侵害ないしそのおそれがきわめて軽微である（たとえば、一時的な期間、日常生活にわずかな不便をこうむるような場合）のに、加害事業の公共性がきわめて高いような場合が、その例である。

しかし、権利濫用の判断は、極めて例外的なものであつて、次の場合には、軽々しく差止が阻止されてはならない。加害事業の工場その他の施設がまだ建設されていない事前差止の場合。

加害事業の施設がすでに建設された後の事後的差止の場合で、人の健康に被害の生ずる危険性があつて、この不安を現実に取り除くに足る措置がとられないとき、住民の反対を無視して工場建設の既成事実を作つたとき、又は、限られた範囲で停止を求める一部停止のとき。

事業活動自体はそのまま認めて、単に防止措置を命ずるだけのいわゆる作為的ないし命令的差止の場合。

事後的差止の場合で加害行為の公共性を判断するときは、実質的に判断し、かつその事業による社会的損失も合わせて考慮しなければならぬ。当該施設の立地の選定、公害予測、公害対策などについて、事前に十分な資料を開示し、周辺住民との間に公害防止協定が結ばれるなどの適切な手続を経ずして建設が強行されたときは、公共性の主張は許されない。

環境権の侵害が広域に及ぶ場合には、このことを重視すべきである。取締基準の遵守、官庁の許認可などの事情は、住民の環境権の濫用を主張する事由にならない⁽¹⁹⁾。

(v) 差止判決の主文は、環境権の侵害を包括的ないし一般的に禁止する不作為命令（たとえば一定音量以上の騒音

の発生又は流入の禁止)で十分である。防止措置の具体的な方法は、第一次的には被告が、そして被告がこれを提示かつ実行しない場合には、第二次的に執行機関がこれを考えることになる⁽²⁰⁾。

不作為請求は差止請求の真の目的を率直に表現するものであるから、これが差止請求の本則であって、一定の作為は、差止を実現するための一履行方法にすぎないのである⁽²¹⁾。また、環境権の侵害又はそのおそれがあるときは、原則として防止措置の難易などの事由は問わないで、侵害行為を違法と認定して直ちに差止を認めるべきであるからである⁽²²⁾。

不作為命令又は抽象的作為命令でよいとすれば、被害者は請求特定のための技術的困難を回避でき、判決手続を早期に終結させることを期待できるが、それと同時に、執行段階で臨機の措置をとることができ、被告にとっても有利である⁽²³⁾。

(d) 環境権は支配権であり、その支配とは次の意味を持つ。

(i) 支配の対象は、自然的環境のみならず社会的環境と文化的環境をも含む。人間の快適な生活が一体となったそれらの環境の下に維持され、今日の環境破壊は、同時にそれらの複数の環境素材に対して向けられていることが多い。したがって、人間の生活環境を保全するためには、それらを総合的に捉えることが必要である⁽²⁴⁾。

環境権による支配の対象たる自然的環境には、日照や静穏を含む。日照や静穏は多くの場合、他の法律構成によっても守ることができるが、常にその解決の基盤に環境素材が共有に属するという視点がなければならず、地域性の問題もこの視点から見なければならぬから、環境権による支配の対象に含まれるべきである⁽²⁵⁾。

支配の内容は、自然的環境については、環境の素材を利用し、これに対する侵害を排除することである。それに対し、社会的環境については、環境を維持するに止まらず、進んでこれを積極的に整備することを含み、したがって、

環境の形成に主体的に参加することが認められなければならない。⁽²⁶⁾

(ii) 支配しうる環境の範囲は、健康で快適な生活を維持するのに必要な生活領域の全般にわたる。それは、保護されるべき個々の環境利益の種類と性質によって、すなわち、その環境利益が国民の健康で快適な生活の維持にどのような係りをもっているかによって、一様ではありえない。必ずしも一律に、その住居とそれに日常必然的に伴う継続的な居住圏内に限定されるものではない。

日照や静穏などは、相隣的なものであり、又は、主として屋内での生活において価値をもつから、支配しうる範囲は通常その居住圏に限定される。したがって物権的請求権や人格権における支配権の範囲とそれほどきわだつた差異をみせない。それに対し、大気や水などは、伝播性があり、又は、屋外での生活においてより重要な価値をもつから、一般的な生活行動圏全域に及ぶ。社会的環境や文化的環境については、その利益を享受している者がすべてそれを支配する権利をもっている。たとえば道路や公園等の社会的施設については、ある程度それを継続的に利用している者、歴史的価値をもつ文化的遺産や国民の憩いの場である景観のごときものについては、⁽²⁷⁾ 国民がその者に当たる。

(iii) 個々の環境権者の支配領域は互いに重畳し合い、その環境素材は共有されているのと同じ法的制約を受ける。⁽²⁸⁾ この「共有」は、財産法上の共有又は準共有とはやや趣を異にし、共有者各人は単に持分を持つにとどまらず、それぞれに独立した固有の環境権を持つ。⁽²⁹⁾

その意味については、説が分かれ、一説は、個々人がその生活環境を支配しており、それが他人のそれと重なりあうときは、その部分の環境素材を共同して支配することになるという。

他の説は、一つの環境を多数人が共有しているという。この説は、その環境の範囲を、侵害物質の伝播性と地理的一体性から抽象的に定めるものと、侵害物質の到達の可能性によって帰納的に決定するものとに、さらに分かれる。

前者は環境の範囲が不明確である点、後者は侵害があつて権利の範囲が自覚されると考える点に、難があるともいわれる⁽³⁰⁾。

(e) (i) 環境権の主体については、自然人に限るとする説と、法人や権利能力なき社団もこれに含むとする説とが対立する。

後説は、法人や権利能力なき社団も、社会的実在として環境素材の利益を享受する権利があるという。

それに対し前説は、環境権による保護の目的は人間が健康で快適な生活を維持することであり、横暴かつ無制限に環境を消耗し尽す企業に対処するためには、その権利主体はこれらの企業に対置せられ資本から疎外された者でなければならぬという。この説によつても、企業も環境を汚染・消耗・破壊しない限度において、環境権者の認容を受けてこれを利用することを妨げられるものではない。また、静かな環境を享受し、清浄な空気を求める利益がある学校や病院については、そこに生活するものに権利を認めれば十分であつて、もし、便宜的に、法人や権利能力なき社団に権利としての環境利用権を認めれば、この権利の生活維持権としての性格が曖昧になるばかりではなく、企業に對して、再び環境を汚染し、破壊することについてまで権利主張を許す足かがりを与えることにもなりかねないといふ⁽³¹⁾。

(ii) 環境権は生活維持権であるから、一身専属的な権利であり、自然人がそこに生活することによつて原始的に取得する⁽³²⁾。

環境権の放棄等の処分ができることを否定する理由はない。大気・水・土壌・景観・文化的遺産・社会的諸施設のごとく、これに対する地域住民の支配が重疊的であり、共有状態と考えられ、かつそれが不可分であるために、処分が實際上考えられないものもある。しかし、日照に関する環境権は、譲渡・放棄等の処分が可能であるし、静穏・眺

望に関する環境権は、権利者全員の同意があれば、処分することができる⁽³³⁾。ただ、環境権は一身専属性を持つために、ある権利者の処分により、他の者が権利を取得したり、持分に変動を来したりすることはありえないから、その処分とは特定の者に対し、一定の範囲内で権利主張をしないという意味のものにすぎない⁽³⁴⁾。

(f) 環境権の侵害によって、損害賠償責任も生じうる。

企業が汚染物質（騒音を含む）を排出して環境を汚染すれば、それが環境権の侵害であり、企業はその汚染と相当因果関係にあるすべての被害（損害）について賠償の責任を負わなければならない。その被害には健康被害を含み、環境汚染とある種の関係にある健康被害については、因果関係の事実上の推定をすることができる⁽³⁵⁾。

損害には、生命・身体に関する損害に環境侵害に対する損害が加算される。企業が環境素材を無償で使ったことよって得た利益は、当然にはき出すべきであるからである。また、各人の相乗的・複合的な被害は、環境権の価格を込めてはじめて完全に把握できるし、多数の原告は、複雑な個別の立証をせずに一律請求することができる⁽³⁶⁾。

企業の無過失責任の原則の根拠も、ここに求めることができるが、過失責任を問題にするとすれば、環境汚染の認識または認識の可能性があれば、過失がある。排出物質が有害であることや具体的な被害の認識・予見又はその可能性は、必要でない。したがって、企業が危険な設備を設置し、最初に汚染物質を排出した段階から、企業の責任を追求することが可能になり、過失の成立しえないことはほとんど考えられない⁽³⁷⁾。

(g) 以上の法解釈論とともに、環境権の確立を図る立法論も主張される。

私法的救済については、環境権の侵害を要件にした差止請求権を明文化し、広く自然保護団体などに環境破壊を差し止めうる地位を与える⁽³⁸⁾。また、環境破壊により被害を受けた者が容易に損害賠償を請求しうるように、無過失損害賠償等の立法を行う。

多数当事者の訴訟手続の合理化も行う。従来の民事訴訟手続は、多数の当事者による多角的な争訟には適さず、訴訟に要する多大の費用や労力が、多くの利害関係者のうちの一部の者の負担に帰せられ、一部の者の訴訟追行の不手際が、他の多くの利害関係人に事実上大きな影響を及ぼし、あるいは、同一の環境破壊について数個の訴訟が独自に進められるような事態が生じてしまう。これらを防ぐために、米国のクラスアクション制度も考慮して、特別な立法上の手当が検討されなければならない。³⁹⁾

- (1) 『環境権』二五六～二五七頁、八代・前掲『現代損害賠償法講座5』三三〇頁、木村・川村・前掲『現代実務法の課題』二〇五～二〇六、二一四、二一九～二二〇頁。川村・前掲『不動産取引法、環境権の再検討』九八頁は、「環境の価値を見直し、価値観の転換を求める」、「被害（発生の可能性）を中心としたより明確な判断基準を提示して、被害発生前の差止を容易にする」、及び「環境問題につき、住民の発言権を確保する」と要約する。座談会「大阪国際空港公害訴訟の問題点」法律時報四五卷一三三号臨時増刊『大阪空港裁判——公害裁判第四集』（一九七三年）六五頁（久保井一匡発言）、久保井一匡「受忍限度論と環境権論」ジュリスト増刊『民法の争点II（債権総論・債権各論）』（一九八五年）二二四～二二五頁、木村保男「民事公害訴訟における環境権主張の実践的意義」『現代社会と法の役割——甲斐道太郎教授還暦記念論集』（一九八六年）六六頁も参照。環境権研究会のメンバー以外では、研究会「公害訴訟（第二回）（実体法上の問題その2）」ジュリスト四七五号（一九七一年）一三八～一四二頁、東孝行「公害訴訟の理論と実務」（一九七一年）一六七～一六八頁、徳本鎮「公害の私法的救済」ジュリスト五〇〇号（一九七二年）一六〇頁、四宮和夫「『公害』私法の発展について」商事法務六一〇号（一九七二年）一〇～一二頁、谷口知平編集代表『判例公害法』第二部（一九七二年）一〇七～一〇七二頁（石田喜久男・潮海一雄執筆）、座談会・前掲法律時報四五卷一三三号六七頁（西原道雄発言）、楠本安雄「環境権論争の現段階と展望——その私法的側面と公法的側面——」日本土地法学会『土地の所有と利用』（一九七七年）一六〇～一六三頁、牛山「公害法の課題と理論」九九頁、沢井裕「物産的請求権・人格権・環境権」法学セミナー一九八〇年六月号四五頁。

(2) 対象は『環境権』を基本にするが、環境権研究会の構成員がこれとは別に発表した見解も対象に加える。環境権研究会の環境権論

は、提唱の後に、これに賛同する論者やこれに批判的な受忍限度論者等との議論を経て、充実して行ったのであるが、ここでは、その経過には触れず、成果だけを体系的に把握することにする。

- (3) 『環境権』二二、五〇～五四、七七～七八、二二五頁、仁藤一「差止訴訟と環境権」(前掲シンポジウム報告) 法律時報四五卷五号(一九七三年)一四頁、川村・前掲九九頁。
- (4) 『環境権』二二～二三、五四、七八～七九、八七、一〇九、一九一、二〇五～二〇六頁、仁藤・前掲法律時報四五卷五号一四頁、川村、前掲九九、一〇一頁。
- (5) 『環境権』八七、一〇九、一六五、一九一頁。
- (6) 『環境権』五一、五四、八七、一六三、二七二、二七三頁。
- (7) 『環境権』一〇九、一六三頁。
- (8) 『環境権』一六三、二五七～二五八頁。
- (9) 『環境権』三三、八五、一〇四、一五八、一六五～一六六頁。
- (10) 『環境権』一六九頁注²。
- (11) 『環境権』一一一～一二二、一二四頁、八代・前掲不動産研究一四卷四号一〇～一一頁、木村||川村・前掲『現代実務法の課題』二二五～二二六頁。
- (12) 『環境権』一〇九、一六七頁。
- (13) 木村||川村・前掲二二頁。
- (14) 『環境権』一二六、一六七頁。
- (15) 『環境権』二六四頁。
- (16) 『環境権』一六八頁。
- (17) 川村・前掲一〇二頁。
- (18) 『環境権』一〇一～一〇二、一一〇、一九一～一九二、一九六、二〇六頁、仁藤・前掲法律時報四五卷五号一五頁、川村、前掲一〇二頁。
- (19) 『環境権』一一〇、二〇六～二〇八頁。八代・前掲不動産研究一四卷四号一一頁は、利益衡量が許されるのは、問題となる環境改

変行為が地球上の自然界のサイクルとバランスに打撃を与えるものではないという要件を満たした場合だけであるという。

- (20) 『環境権』二一八〜二一九頁。但し、具体的な作為命令による方が適切と認められる場合があることは、否定しない。
- (21) 『環境権』二〇九〜二一〇頁。
- (22) 『環境権』二一八頁。
- (23) 『環境権』二一二頁。
- (24) 『環境権』八五〜八七、一五八頁、一五九頁注1。
- (25) 『環境権』一六〇頁注4、二三七頁。
- (26) 『環境権』八七頁、一六〇頁注5、二三六頁。
- (27) 『環境権』八七頁、一一一頁注10、一五九、二五二〜二五三頁、前掲シンポジウム討論・法律時報四五巻五号一二六、一二七、一一八頁（木村保男発言）。
- (28) 『環境権』一六二頁。
- (29) 『環境権』八八頁。
- (30) 『環境権』一六四頁注5、二五一〜二五二頁。
- (31) 『環境権』五四、八五頁、八八頁注1、一六一、二五〇〜二五一頁。
- (32) 『環境権』一六二、一六三頁。
- (33) 『環境権』八八頁。
- (34) 『環境権』一六三頁、一六五頁注10。
- (35) 『環境権』五五、五七、一〇四、一一四、二六一頁、木村・川村・前掲二二七頁。
- (36) 『環境権』二五八〜二五九、二六一頁。
- (37) 『環境権』五六、一一四、一五二〜一五三、二六一〜二六二頁。
- (38) 日本弁護士連合会の「環境保全基本法試案要綱」第三五は、次のように規定する（前掲ジュリスト五二九号一〇四頁）。
- 「良好な環境が汚染、損傷、破壊（以下汚染等という）されまたはされるおそれのあるとき、当該住民、利害関係ある個人もしくは団体は、その行為の差止め、その他汚染等の防止のために必要な措置をとるべきことを求めることができる。」

2 前項の場合、事業者がその事業活動に伴い排出した汚染物質が到達しうる地域内に同種の物質により生じうる汚染等が生じているときは、その汚染等は、その事業者の排出した物質によって生じたものと推定する。

3 第一項の場合において、汚染等が二以上の事業者の事業活動によって生ずるときは、いずれの事業者に対しても、第一項の措置をとるべきことを求めることができる。

4 前項による請求を受けた事業者は、他の事業者に対し、その訴訟の当事者として参加を求め、原因となると認められる程度に応じて、自己と共同して汚染等の防止に必要な措置をとるべきことを求めることができる。

5 本条の訴が提起されたときは、本案の管轄裁判所は職権または申立により、本案判決までの汚染等の防止のために必要な仮の措置を命ずることができる。」

(39) 『環境権』二七六～二七七、二八六、二八七～二九二頁、仁藤・前掲公害と対策一四卷二号四七～四八頁。